エフェドリン類及びその塩	二九三九・四一	八・二%	＊無税
エフェドリン及びその塩	二九三九・四二	八・二%	＊無税
プソイドエフェドリン（ＩＮＮ）及びその塩	二九三九・四三	八・二%	＊無税
カチン（ＩＮＮ）及びその塩	二九三九・四九	八・二%	＊無税
その他のもの			
テオフィリン及びアミノフィリン（テオフィリン－エチレンジアミン）並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	二九三九・五一	五・八%	＊無税
フェネチリン（ＩＮＮ）及びその塩	二九三九・五九	五・八%	＊無税
その他のもの			
ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	二九三九・六一	無税	無税
エルゴメトリン（ＩＮＮ）及びその塩	二九三九・六二	無税	無税
エルゴタミン（ＩＮＮ）及びその塩	二九三九・六三	無税	無税
リゼルギン酸及びその塩	二九三九・六九	無税	無税
その他のもの			
その他のもの	二九三九・九一	無税	無税
コカイン、エクゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン（ＩＮＮ）及びメタンフェタミンラセメート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	二九三九・九九	無税	無税
一－フェニル－一－クロロ－二－メチルアミノプロパン、一－フェニル－一－クロロ－二－ジメチルアミノプロパン、一－フェニル－二－ジメチルアミノプロパン及びこれらの塩	二九四〇・〇〇Ｐ	無税	無税
その他のもの			
糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル及び糖エステルの塩（第二九・三九項の物品を除く。）並びにこれらの塩（第二九・三七項までの物品を除く。）	二九三九・九九	五・八%	＊無税
その他のもの			
テオブロミン	二九三九・九一	五・八%	＊無税
コカ葉アルカロイド及びその塩	二九三九・九九	無税	無税
ベラドンナ葉の左旋性アルカロイド	二九三九・九九	無税	無税
その他のもの			
糖エーテル及び糖エステル並びにこれらの塩	二九四〇・〇〇Ｐ	五・八%	＊無税
ソルボース	三〇〇四	四・九%	＊無税
その他のもの		八・二%	＊無税
医薬品（混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたもの（第三〇・〇二項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇五項の物品を除く。）	三〇〇四・一〇	五・八%	＊無税
ペニシリン若しくはその誘導体（ペニシラン酸構造を有するものに限る。）又はストレプトマイシン若しくはその誘導体を含有するもの		一二・八%	＊＊六・五%
		二〇%	＊＊2六・五%
		一〇%	＊24六%
		五・八%	＊無税

その他の抗生物質を含有するもの	三〇〇四・二〇	五・三%	＊無税
第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。）	三〇〇四・三一	七・二%	＊無税
インスリンを含有するもの	三〇〇四・三二	五・八%	＊無税
コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの	三〇〇四・三九	五・八%	＊無税
その他のもの			
アルカロイド又はその誘導体を含有するもの（抗生物質又は第二九・三七項のホルモンその他の物質を含有するものを除く。）	三〇〇四・四〇	五・八%	＊無税
その他の医薬品（第二九・三六項のビタミンその他の物質を含有するものに限る。）	三〇〇四・五〇	四・九%	＊無税
その他のもの			
麻薬、大麻又は覚醒アミンのもの	三〇〇四・九〇	一〇%	＊無税
その他のもの			
小売用の形状又は包装にしたもの		六・六%	＊無税
その他のもの		五・八%	＊無税
この類の注４の医療用品	三〇〇六	五・八%	＊無税
外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血材（殺菌したものに限る。）	三〇〇六・一〇	五・八%	＊無税
血液型判定用試薬	三〇〇六・二〇	五・八%	＊無税
エックス線検査用造影剤及び患者に投与する診断用試薬	三〇〇六・三〇	四%	＊無税
診断用試薬（微生物から得たものに限る。）		無税	無税
その他のもの		四%	＊無税
歯科用セメントその他の歯科用充塡材料及び接骨用セメント	三〇〇六・四〇	五・八%	＊無税
歯科用セメントその他の歯科用充塡材料		五・八%	＊無税
その他のもの		三・八%	＊無税
救急箱及び救急袋	三〇〇六・五〇	五・八%	＊無税
避妊用化学調製品（第二九・三七項のホルモンその他の物質又は殺精子剤をもととしたものに限る。）	三〇〇六・六〇	三・八%	＊無税
医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル	三〇〇六・七〇	三・八%	＊無税
薬剤廃棄物	三〇〇六・八〇	無税	無税
その他の着色料、この類の注３の調製品（第三二・〇三項から第三二・〇五項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）	三一〇六・一九	二・六%	＊無税
二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の八〇%以上のもの	三二〇六・二〇	三・二%	＊無税
その他のもの		二・一%	＊無税
クロム化合物をもととした顔料及び調製品		三・九%	＊無税
二酸化チタンをもととした顔料及び調製品		四・八%	＊無税
その他のもの		三・九%	＊無税
		四・八%	＊無税
		三・八%	＊無税